

令和 5 年 6 月 28 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室井 美千博



民俗資料館の在り方について（答申）

令和 5 年 6 月 28 日付太教歴史第 37 号で諮問のあった、民俗資料館の在り方について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

諮問の対象となった民俗資料館について、江戸時代末の文久年間に建てられたもので、近世・近代の農村の生活様式や文化、民俗を伝える建物であり、兵庫県登録文化財「旧尾野家住宅」として登録されており、文化財保護の観点から建物の存続を図らなければならないものと判断する。

ただし、建物の公開・活用については以下の意見を付す。

- ・当該建物だけでなく、周辺環境等の文化的・歴史的価値を明らかにすること。
- ・他の市町の活用方法の研究を含めて、公開・活用の方法や方針については別途当審議会において、審議する機会を持つこと。



太 教 歴 史 第 37 号
令 和 5 年 6 月 28 日

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博 様

太子町教育委員会



民俗資料館の在り方について（諮問）

太子町鵜の太子山公園敷地内に所在の民俗資料館は、個人からの寄贈を受け、同地に移築してから 45 年が経過し、3 回の茅葺き屋根の葺き替えに加え、令和 3 年度末に覆屋の設置工事を行っておりますが、各部の経年劣化や老朽化が顕著であり、民俗資料館の今後の施設の運営を検討するために民俗資料館の建物の存続の可否を決定する必要があります。

つきましては、民俗資料館の在り方について、ご審議いただきたく諮問いたします。

